

広報とままえ「みんなのひろば」掲載のきまり

■「みんなのひろば」とは

広報手段を持たない町民相互の情報交換の場として、町民が実施する文化・スポーツやボランティアなどの自主的なサークル活動を掲載し、地域コミュニティの活性化を支援することを目的としています。

ただし、災害など特別な事情により行政情報を優先して広報とままえに掲載せざるを得ない場合は、割愛する場合があります。あらかじめご了承ください。

■利用できる「町民団体等」とは

会員の半数以上が苫前町民（在住・在勤・在学者）で構成されており、原則として苫前町内の公共施設を拠点に活動している町民団体等（苫前町内NPOを含む。）

■掲載できる内容は

★イベント

町民団体等が主催する文化・スポーツやボランティアなどの1日又は一定期間行われる単発のイベントや催し物

★活動紹介

町民団体等のイベントの結果や競技会の成績などの紹介

※「まちのできごと」として、別枠で掲載する場合があります。

★会員募集

継続的に活動する町民団体等の会員募集

■掲載基準

- (1) 苫前町民を対象としているもの。イベントについては、当該サークル等への加入を前提にすることなく、多くの町民が参加できるものであること。
- (2) 原則として、活動及び開催場所が苫前町の公共施設であること。ただし、活動環境、施設の規模・設備などによりやむを得ない場合を除く。
- (3) 活動場所・時間・会費などが原則として定められていること。ただし、原則として、会費は月1回2,000円以下（月会費÷月回数）、入会金は3,000円以下とする。
- (4) 申込み多数の場合など、誌面編集の都合で掲載できない場合は、日程が早いイベントや期間が限定されている募集記事を優先し、それ以外のものについては、申込者に連絡の上、掲載号を変更又は掲載しないこととする。
- (5) 同一号への申込は、1団体につき1件とする。

■掲載できないもの

- (1) 営利を目的とするもの又は営利を目的とする活動につながるおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- (5) 政治性又は宗教性があるもの
- (6) 個人の活動又は売名行為と認められるもの
- (7) 特定の個人又は団体の相互連絡のためのもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他行政広報の性質等に照らして掲載することが適当でないと思われられるもの

■申込方法

総合政策室（役場庁舎2階）又は町ホームページにある「広報とままえ『みんなのひろば』掲載申込書」（以下「申込書」という。）を提出し、申し込んでください。

初めて申込をする場合は、会則等を提出してください。

★掲載件数・回数

1団体につき、1年間で6回（うち会員募集は2回）まで

※次の点にご注意ください。

- ①広報とままえの他の記事等と内容が重複するものは、掲載できません。
- ②イベント・活動紹介と会員募集との同一号への掲載はできません。
- ③複数団体による開催も含め、同一イベントの掲載は1回限りとします。
- ④異なるイベントであっても、同一号に2つ以上の掲載はできません。

★原稿提出方法

①持参 総合政策室（役場庁舎2階）に持参（古丹別支所経由でも可）

②郵送 〒078-3792 苫前町字旭37-1 苫前町役場総合政策室

③FAX 0164-64-2142

※FAX送信後、必ず送達確認の電話をお願いします。

④Eメール sogo@town.tomamae.lg.jp

※必ず件名に「みんなのひろば掲載希望」と明記し、申込書（Wordデータ）を添付してください。

★原稿締め切り

掲載希望号の前々月末日まで（閉庁日の場合は、当該日の前で直近の開庁日）

例）4月号に掲載希望の場合は、2月末日まで

■その他

- ・掲載内容については、主催者の責任により行ってください。町は関与いたしません。
- ・編集の都合により一部添削する場合があります。予めご了承ください。